

厚生労働省ネットワーク（共通システム）最適化計画

2005年（平成17年）5月27日
厚生労働省行政情報化推進会議決定

第1 業務・システムの概要

厚生労働省が現在保有するネットワークは、本省、地方厚生局、都道府県労働局、労働基準監督署、公共職業安定所及び社会保険庁等において、「電子メールや電子掲示板等の基本システムを提供する情報系ネットワーク（以下、「情報系NW」という。）」、「社会保険や労働保険等の業務に特化した業務系ネットワーク（以下、「業務系NW」という。）」及び「労働基準行政や職業安定行政等の前二者の機能を有する複合型ネットワーク（以下、「複合型NW」という。）」の3種類が混在した状況にある。それらは、さらに、構造物等を中心に形成されるネットワーク（以下、「LAN」という。）と、LANを幅広く連携させるネットワーク（以下、「WAN」という。）に分けられる。

これらのネットワークは、構築時点において優れた技術を活用し、信頼性・安全性等を考慮した個別最適に特化した整備が図られてきたものであり、省としての全体最適の視点から整備が行われてきたものではない。

厚生労働省が保有するネットワークの最適化を実施するに当たっては、「電子政府構築計画」（2004年（平成16年）6月14日一部改定 各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）（以下、「構築計画」という。）」、「共通システムの見直し方針」（2004（平成16年）3月25日 行政情報システム関係課長連絡会議了承）（以下、「共通見直し方針」という。）」を遵守するとともに、「情報システムに係る政府調達制度の見直しについて」（平成16年3月30日改定 情報システムに係る政府調達府省連絡会議了承）（以下、「調達見直し」という。）」をはじめとする各種の関連する政府方針を原則とし、最適化を推進するものとする。

第2 最適化の実施内容

厚生労働省が保有するネットワークについて、次に掲げる最適化を実施する。これにより、最適化完了後、年間約9.3億円（試算値）の経費削減、年間延べ約281日分（試算値）の業務処理時間の短縮が見込まれる。

1 中核的 LAN システムの更改

厚生労働本省、社会保険庁、中央労働委員会等の合同庁舎 5 号館及び地方厚生局を中心とする出先機関等の中核的 LAN システムである情報系 NW（以下、「厚生労働省 LAN システム」という。）について、構築計画、共通見直し方針並びに各種関連する政府方針を踏まえつつ、平成 17 年 7 月に更改する。

厚生労働省 LAN システムが対象とする範囲における情報系 NW は、平成 13 年 1 月の省庁再編時より、旧厚生省、旧労働省のそれぞれのネットワークを LAN 間接続により連携し、厚生労働省として暫定的なシステムを稼働させ、6 ヶ月後の平成 13 年 7 月には、現行システムへの切換えを実施し完全なシステム統合を行った。これにより、各種サービス、LAN 回線、運用に至るまで一元的に管理されたネットワークとなっている。

その後、厚生労働省 LAN システムを取り巻く環境は、平成 15 年以降の「構築計画」、平成 17 年 4 月に施行された「個人情報保護法」等の新たな計画や法制度の運用といった変化が生じており、例えば、厚生労働省ホームページにおける提供情報の増加等による閲覧件数の増加（インターネット普及率向上）に伴うインターネット回線の容量不足、個人情報保護法のみならず、情報漏洩やコンピュータウィルス、外部からの攻撃（サイバーテロ等）の問題など、これらに十分対応しているとは言いがたい状況となった。

さらに、増大する情報量等に対し、例えば、機能毎に蓄積された文書ファイルやデータが横断的に検索できない、各処理に必要とされる処理速度や柔軟な記録領域の確保が困難、大容量で頻繁に配布される修正ソフト（パッチ）を大量のクライアントパソコンに確実に適用する仕組みが無いなど、様々な技術的問題も発生している。これらの問題を解決していくためには、新たな技術に基づく機器・回線の導入やそれらに合わせたセキュリティ対策等を総合的に検討し、的確に対処する必要がある。

これらを踏まえ、平成 17 年 7 月に更改する厚生労働省 LAN システムにおいては、最適化方策として、下記機能等を整備することで業務の効率化や政策決定の迅速化・高度化を図り、更に、システム運用の可用性の向上を実現する。

この最適化により、現行のネットワーク規模を前提とすると、年間約 0.2 億円（試算値）の経費削減と、運用等に職員が費やす年間約 2,250 時間（試算値）の削減が見込まれる。

さらに、システム全体の処理能力の向上等により、システム活用における細かな処理に費やされる時間が減少することにより、これらを積み重ねると利用する職員すべてに何らかの時間的軽減効果がもたらされ、企画・

立案等にかかわる時間の拡大が見込まれる。

(1) ネットワーク間の情報連携強化

厚生労働省が保有するネットワークは複数存在しており、今後、本計画に基づき最適化が図られることとなるが、最適化が図られるまでの過渡期において、コミュニケーションツールとして導入している電子メール、電子掲示板については、ネットワーク間の連携を強化することを目的として、厚生労働省 LAN システムにおいて厚生労働省が保有するネットワークにおけるすべてのメールアドレスの統合管理、総合電子掲示板を導入する。連携するネットワークは、可能な範囲でその情報を活用することにより、利便性の向上や業務の効率化を実施する。

(2) OS（基本ソフト）の統一（セキュリティ対策等）

OS（基本ソフト）に関しては、アプリケーション等の特性に合わせ、PC 系サーバと UNIX 系サーバで使い分けることとするが、同系列のサーバにおいては、同一バージョンの OS（基本ソフト）に統一する。更に、サーバ等の機器についても可能な限り型番や製品系列を統一することにより、運用・保守経費の軽減、セキュリティ対策等の安全対策への早期対応が可能となる。

(3) データ記録領域の集約化

厚生労働省 LAN システムのすべてのデータ（特別な理由により統合できない領域（基本ソフト等）を除く）の記録領域については、統合・集中化を行い、未使用の領域については必要に応じ柔軟な配分を可能とする技術を活用することとし、利用者データは、サーバ直結の記録領域から独立させ集約を図ることにより、柔軟な運用、データのバックアップの可用性を向上することができる。

(4) データセンターの活用

インターネットを活用して国民等への情報提供を行うために構築するサーバ群については、データセンターを活用することにより、24 時間 365 日の安定稼働、セキュリティ対策等の安全対策が向上する。

(5) 官民の責任分担を明確化した契約書の導入

調達面では、政府調達において官民の責任分担を明確化した契約書の導入を実施する。ITサービスの提供者と厚生労働省との間で、提供するサービスの範囲・内容について、サービスの品質に対する要求水準を規定するSLA (Service Level Agreement) を導入し調達を実施する。SLA で定義する内容としては、稼働率、障害復旧の目安時間、部品の故障率、故障復旧の目安時間等を設定することにより、提供されるシステムのサービス品質の確保、稼働率の向上が可能となる。

2 最適化に向けた環境整備

これまでのネットワークの構築において「回線」と「システム」は不可分であり、「1つのシステム」には「1つの専用線」といった構築が大勢を占めていたことも事実であるが、技術の進歩により「回線」は、「特定の通信手順に特化しない幅広い通信手順を許容する、広帯域の回線」(以下、「広帯域回線」という。)を安価に整備することが可能となってきた。

これを踏まえ、「システム」については、前述の回線を利用し構築可能な「サービス」ととらえ、特定サービスのための専用回線に固執しないサービスの構築を実施することにより、回線の集約化や更改等に自由度を確保する。

そのため、平成17年度中に、電子メール、電子掲示板、利用者認証、セキュリティその他の共通的なサービス、通信手順や回線容量その他の回線の規格等を、国際的な標準技術の動向等を踏まえ、「共通サービス提供基準」(仮称)として策定するとともに、今後の個別サービスを提供する情報システムは「共通サービス提供基準」(仮称)に基づき構築(改修、更改等を含む)することとし、回線の一元的な運用管理を実現し、集約化を進める。

※「共通サービス提供基準」(仮称)について

この基準は、専用の回線に依存しない個別システムが構築されるよう、回線の集約化・統合化に適合するような考え方を整理するとともに、個別システムが統合回線を活用するために必要となるルールなどを「共通サービス提供基準」(仮称)としてまとめるものである。主に回線の規格やソフトウェア面での各種サービスの基準を示すこととなるが、その内容は、WAN 上でのサービス提供に特化する

ものではなく、LAN 上におけるサービス提供のあり方についても定めるものである。

主な項目は、

- ・ 統一予定の WAN 回線の規格
- ・ 範囲が LAN 上に限定されるサービスの基準
- ・ 範囲が WAN を活用し LAN 間接続を前提とするサービスの基準
- ・ サービス提供における運用に関する基準
- ・ サービス上のセキュリティに関する基準

等を想定しており、必要に応じ拡充する。

3 「共通見直し方針」の遵守

次に掲げる最適化を行うことにより、現行のネットワーク規模を前提にした場合、回線の統合及び運用管理の統合化・集約化により、最適化完了後、年間約 9.1 億円（試算値）の経費削減が見込まれる。

また、従来、各業務システムの運用等の一環として、ネットワーク等の連絡調整を行っていた部分については、統合したことに伴う所要の連絡調整を除き、自らが個別システムとしてネットワークを運用している場合に比べ、一定程度軽減されることが見込まれる。

（ア－1）LAN 回線の統合

厚生労働省の各種出先機関等を含めた全ての LAN を統合するため、平成 17 年度中に「LAN 構築標準化基準」（仮称）を策定し、今後の LAN 構築（改修、更改等を含む）において、順次、適用していき、平成 24 年度までを目途として可能な限り早期にすべての LAN を各々統合する。また、その実施においては、調達の集約化や運用管理の一元化を行う。

（ア－2）WAN 回線の統合

厚生労働省が所有する LAN 間接続回線を対象として、原則、情報系 NW と業務系 NW の 2 系統に集約する。

ネットワーク全体としては、情報系 NW と業務系 NW の 2 系統による冗長構成をとることを想定しているが、各拠点の業務内容から、いずれかの系統しか収容しない場合には、各系統も業務上の必要性に応じて冗長構成とする。

また、必要に応じて、同一系統内のサービスであっても、サービスご

とに帯域を割り当てることを可能とするとともに、広帯域回線の調達時点で技術的に可能であれば、1 系統に障害が発生した場合、障害が発生した系統で扱うサービス毎に優先度を予め設定し、優先度の高いサービスを残る他系統の一部帯域を制御し割り当てる仕組み等を実装する。

さらに、冗長構成の考え方は、WAN 回線整備時点における技術及び回線サービスの動向並びに費用から最適な構成とする。

広帯域回線の整備、回線統合については、レガシーシステムの刷新可能性調査の結果等を踏まえ、平成 24 年度までを目途として可能な限り早期に整備統合を進めることとし、平成 17 年度中にそのスケジュールを策定する。また、最適化計画策定の対象となっている業務・システムについては、当該業務・システムの最適化計画の策定に際して、具体的な手順、時期等について検討し、当該業務・システムの最適化計画において明示する。

広帯域回線が確保されるまでの間は、各サービスの更改に合わせ、広帯域回線で確保される回線種で帯域の狭いものをサービス毎に確保することとする。この時点においても、サービス間で調整し WAN 回線の共用が可能であれば、随時統合するものとする。

広帯域回線の運用開始後は、各サービスの更改時期等の機会をとらえ可能な限り早期に統合するものとする。これにより LAN 間を接続する WAN 回線やこれに付随する機器等は、集約化・共用化される。

なお、WAN 回線の統合に当たっては、個人情報の厳格な保護等の必要性から、国民等の理解が得られない場合や随時セキュリティ対策が求められる場合等も想定されるため、慎重に実施していく必要がある。

(イ) 基本システムの統一

LAN 上で運用する「基本システム」（ここでは、電子メールシステム、電子掲示板等の基本システムを指す）（以下、「基本サービス」という。）についても、「共通サービス提供基準」（仮称）を適用することにより平成 24 年度までを目途に統一化を実施していくこととする。その上で、共通の業務を目的とする LAN については、積極的に基本サービスを統合化するとともに運用管理業務の集中化を図る。

また、試験研究を目的とする業務等で非常に専門性の高い業務を目的とする LAN においては、「共通サービス提供基準」（仮称）の範囲内での統一化を図る。

(ウ) 霞が関 WAN 及び総合行政ネットワークの活用

府省間を結ぶネットワーク回線及び国と地方公共団体との間を結ぶ専用回線は、原則として、霞が関 WAN 及び総合行政ネットワーク (LGWAN) (以下、「LGWAN」という。) を活用する。

なお、現在のように、地方公共団体内 (地方公共団体の施設等機関を含めたもの) のネットワークの整備が過渡期状況である場合においては、LGWAN を活用できない地方公共団体の施設等機関等とのネットワークについて、既存回線を最大限活用するとともに、必要に応じ LGWAN との重複等に配慮しつつ回線を整備するものとし、将来的に厚生労働省の業務の実施に必要な範囲で、地方公共団体の全ての施設等機関等が LGWAN 経由でネットワーク化された場合は、厚生労働省における地方公共団体との独自の回線整備は終了するものとする。

※「LAN 構築標準化基準」(仮称) について

この基準は、出先機関等の LAN について安全性を確保した上で、庁舎内の情報連携や WAN 回線との接続を可能とするよう、業務等を考慮し、一人一台パソコンのあるべき姿、提供されるべきサービス、外部との接続方法や実施すべきセキュリティ対策などを「LAN 構築標準化基準」(仮称) としてまとめるものである。主に LAN 構築のハード面を中心に運用や回線の接続点周辺に関する基準を示すこととなるが、その内容は、LAN 単体の場合から WAN を活用し LAN 間で情報連携を行う場合においても有効なものである。

主な項目は、

- ・ 構造物の構内 LAN を前提とし、回線の 1 系統化
 - ・ LAN の外部接続接点に関する基準
 - ・ LAN の外部接続部に施すべきセキュリティに関する基準
 - ・ LAN 機器の設置・管理等に関する基準
 - ・ LAN の運用に関する基準
 - ・ LAN 内のセキュリティに関する基準
- 等を想定しており、必要に応じ拡充する。

第 3 最適化工程

別添 1 「厚生労働省ネットワーク最適化工程表」(案) のとおり

第4 現行体系及び将来体系

別添2「業務説明」のとおり

厚生労働省ネットワーク最適化工程表(案)

	2005 年度 (平成17年度)	2006 年度 (平成18年度)	2007 年度 (平成19年度)	2008 年度 (平成20年度)	2012 年度 (平成24年度)
厚生労働省ネットワーク最適化計画	➤				
厚生労働省 LAN システム更改(運用)	○ ————— 運用				
各種基準	策定 ➤	順次、適用			
個別最適化計画	策定 ➤	↕	↕	↕	↕
個別システム更改 (最適化の実施)	————— 随時更改				
WAN 回線確保 スケジュール	策定 ➤		➤	➤	➤
最適化		最適化準備	最適化実施		

業 務 説 明 書

(1) 目的・機能

厚生労働省が現在保有するネットワークは、「電子メールや電子掲示板等の基本システムを提供する情報系ネットワーク」と「業務に特化した業務系ネットワーク」、「前二者の機能を有する複合型ネットワーク」の3種類に分類され、それぞれ、基本システム、業務システム、基幹システムの機能の一部としてLAN及びネットワークが構築されてきている。そのうち、厚生労働省LANシステムは、厚生労働本省を中心とする出先機関等の中核的存在の情報系ネットワークであり、厚生労働省における電子政府構築の基盤として位置づけられ、職員個人に多様な情報処理環境を提供するとともに、職員間の情報交換や情報共有を飛躍的に高めることにより、業務の効率化や政策決定の迅速化・高度化、更に、国民等への情報提供の高度化、行政手続の効率化等の行政サービスの質的向上を図ることを目的としている。

(2) 管理・運用体制

別紙1「厚生労働省LANシステム管理・運用体制」※

(3) 技術体系

ア 現行体系

ソフトウェア構成図（別紙2）※

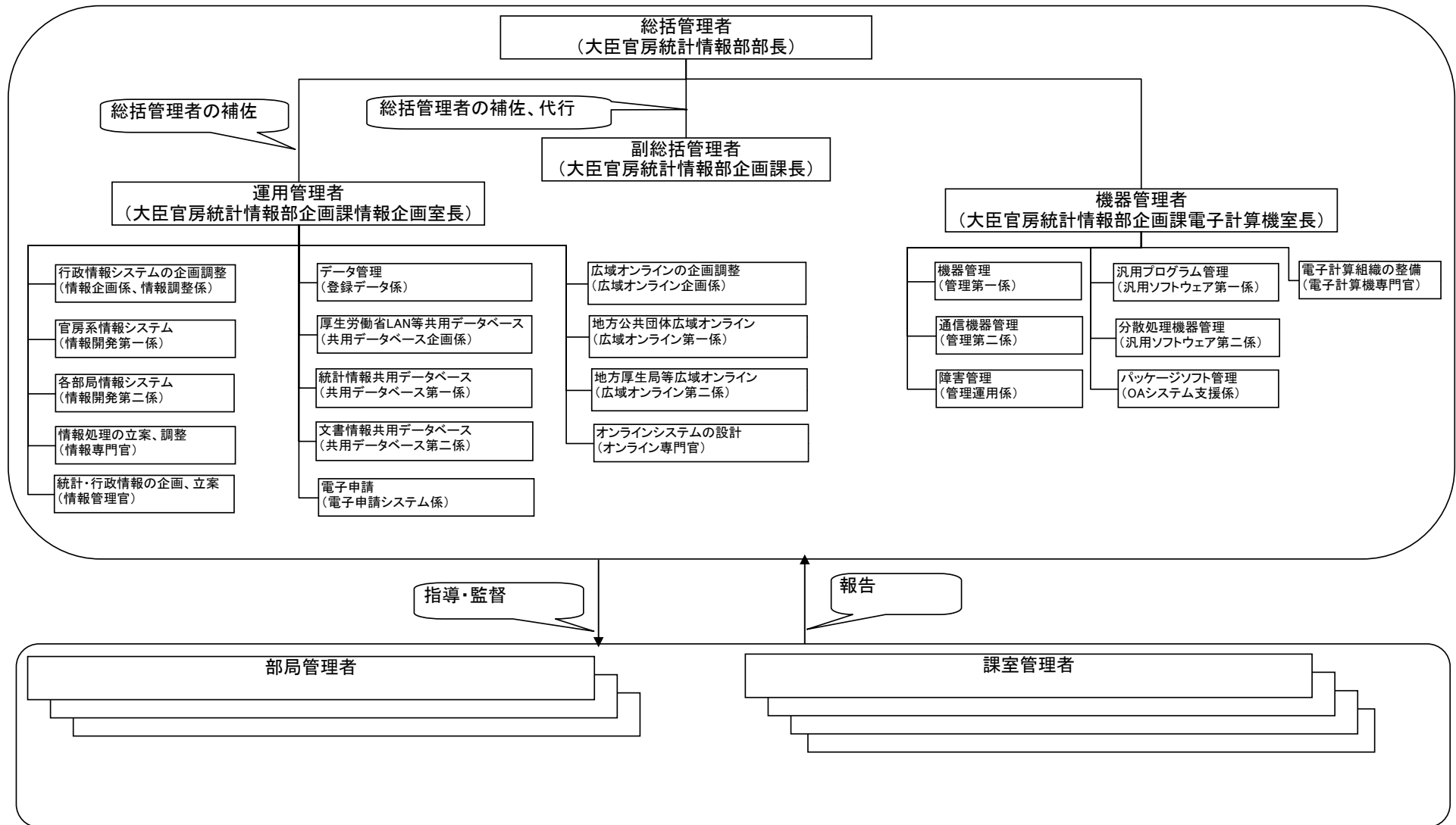
ハードウェア構成図（別紙3）※

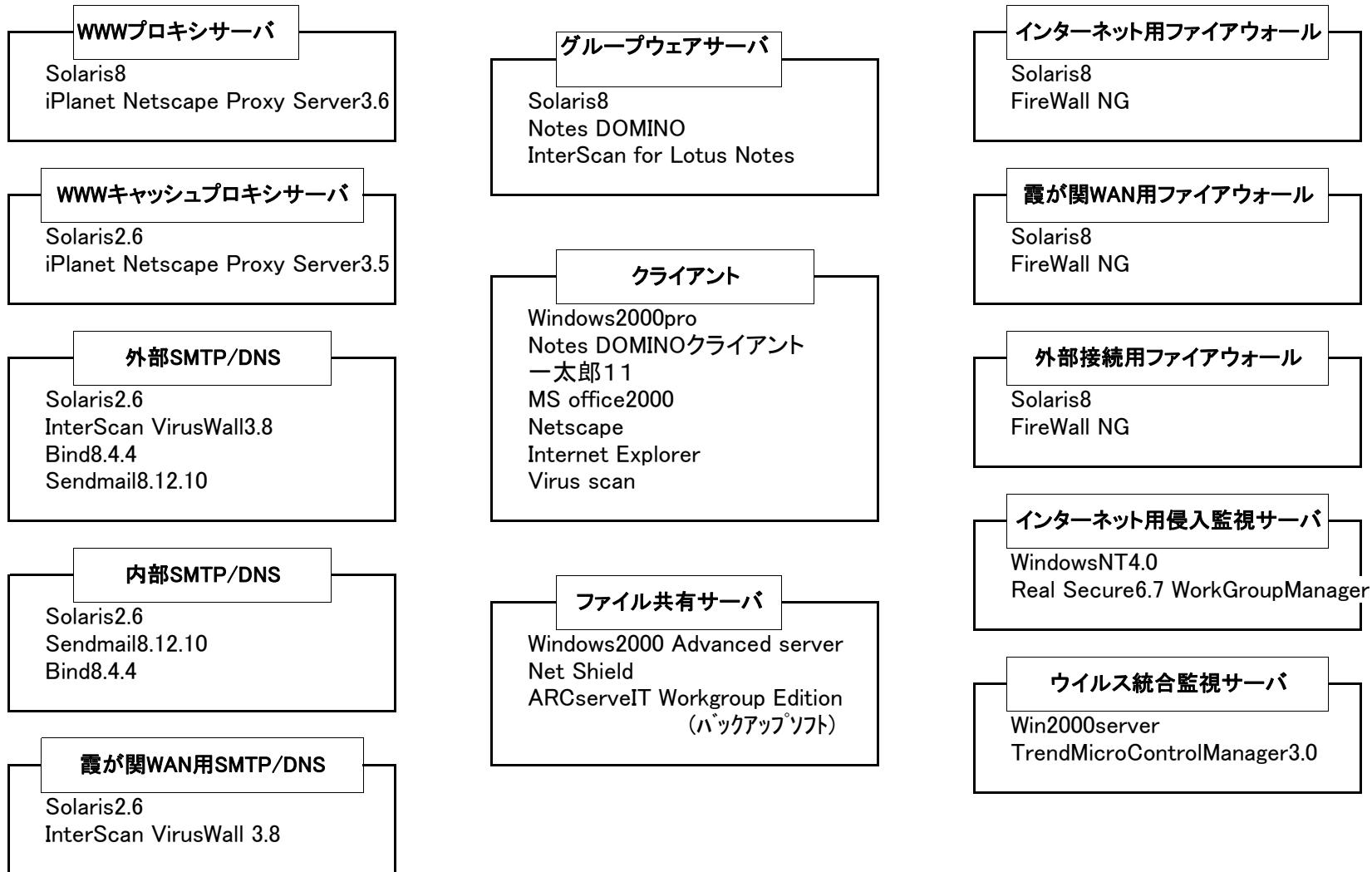
ネットワーク構成図（別紙4）

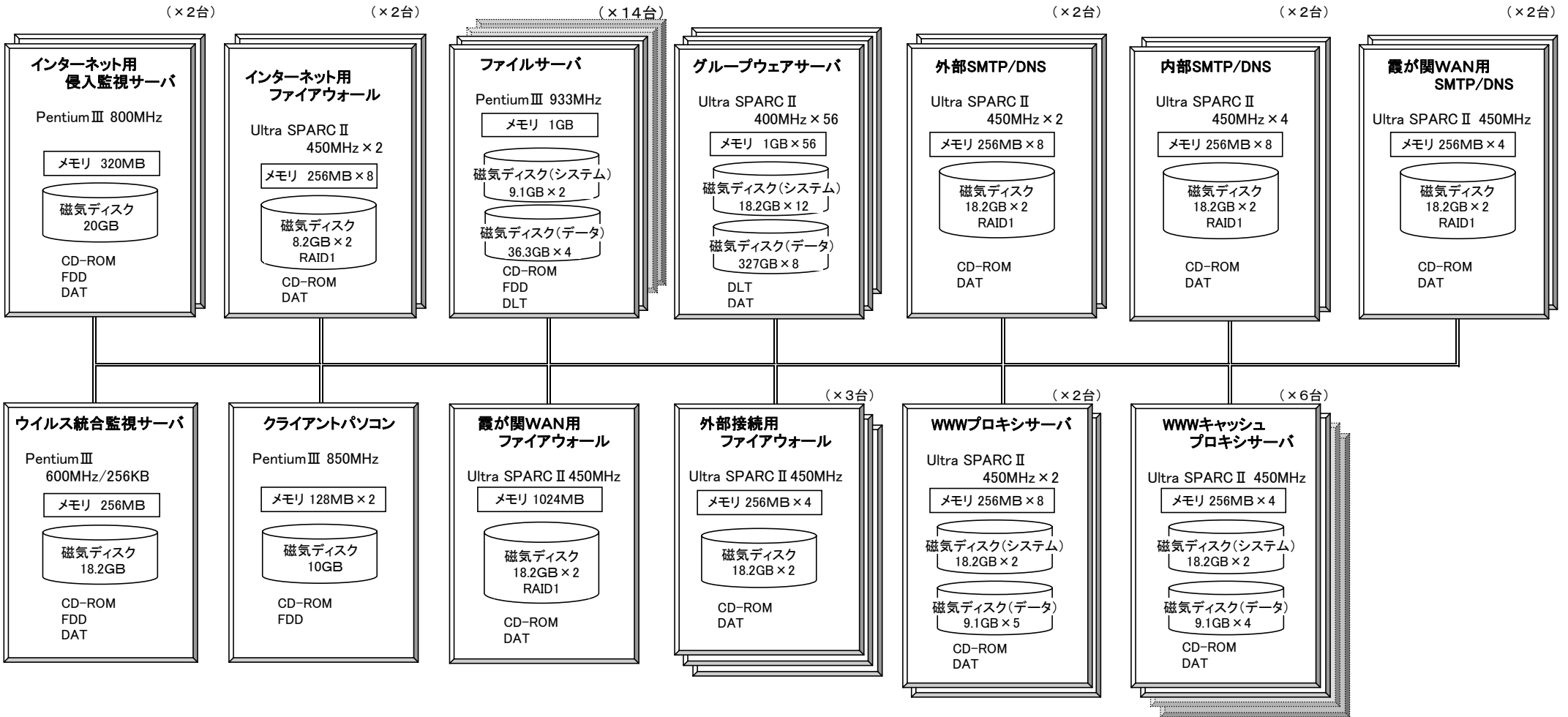
イ 将来体系

ネットワーク構成図（別紙5）

※本業務説明書のうち管理・運用体制及び現行体系の一部については、中核的LANシステム（厚生労働省LANシステム）を一連の代表例として記載している。

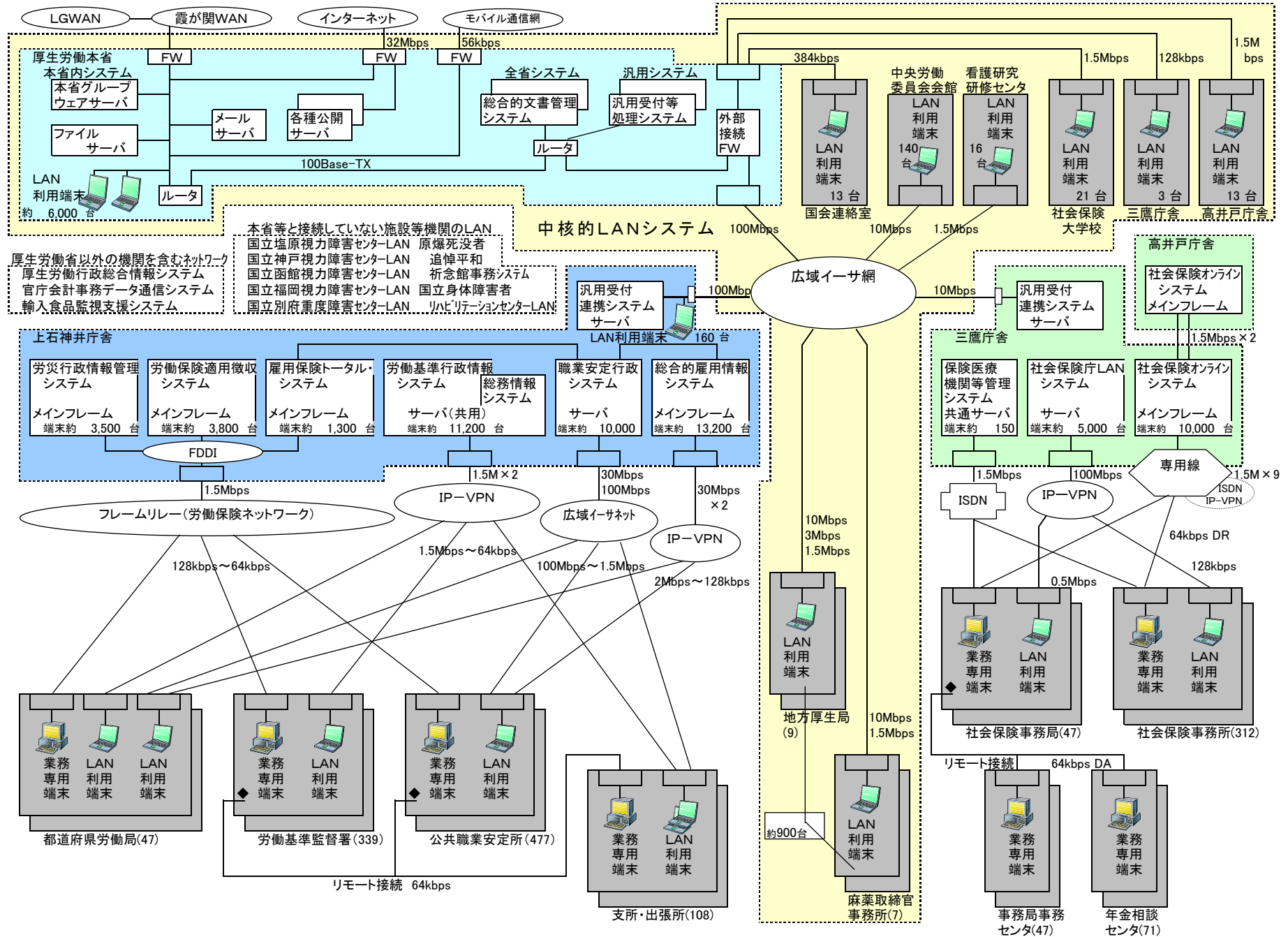


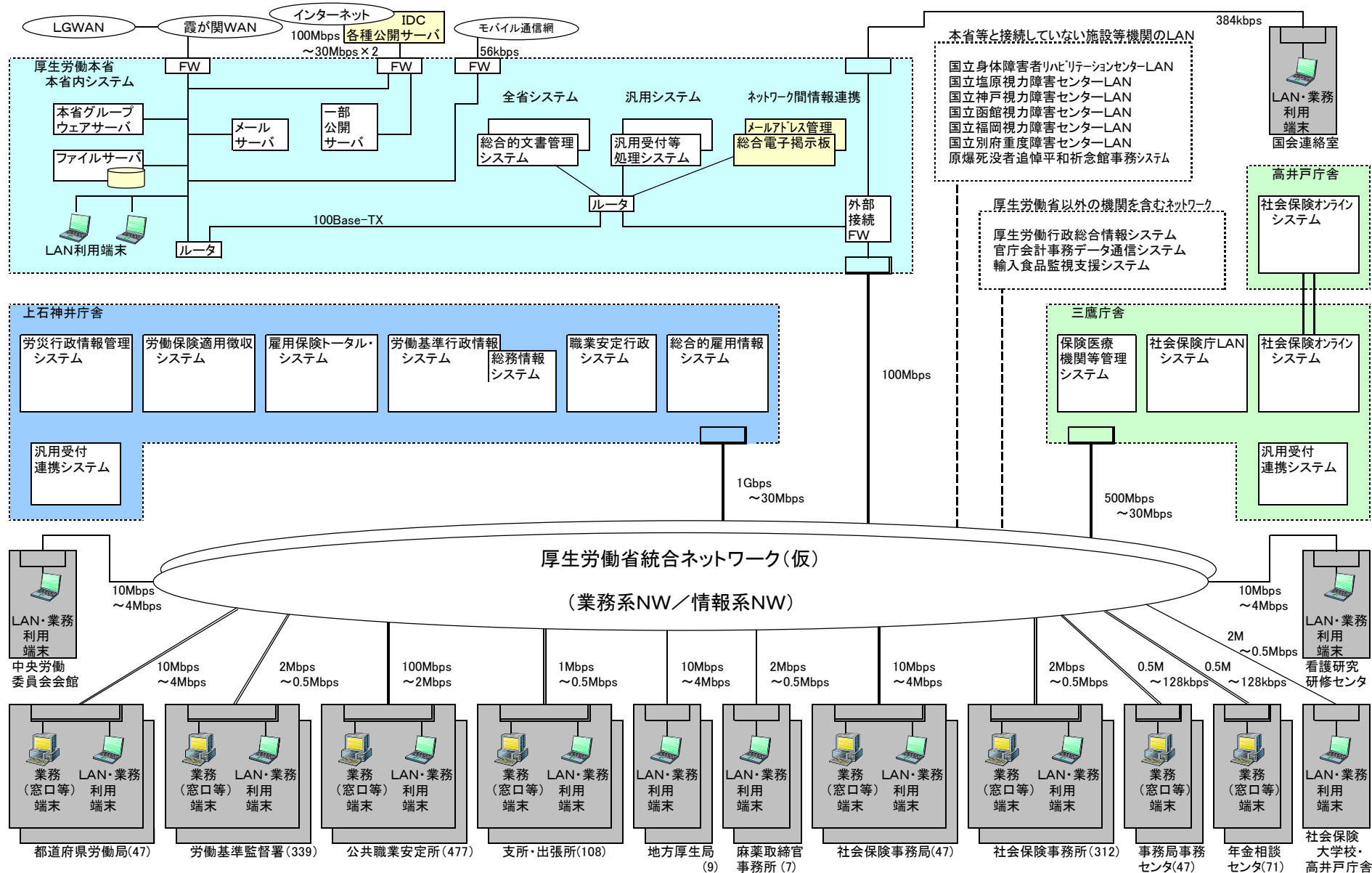




厚生労働省ネットワーク構成図 現行体系

別紙4





厚生労働省ネットワーク(共通システム)最適化計画

共通サービス提供基準

L A N構築標準化基準

平成17年11月15日

厚生労働省行政情報化推進会議

目次

I	基準の概要	1
1.	基準の位置づけ	1
2.	共通サービス提供基準の目的	1
3.	LAN構築標準化基準の目的	2
4.	適用範囲	2
5.	基準の遵守	2
○	用語の定義	3
II	共通サービス提供基準	5
1.	統一(統合)予定の広域回線の規格について	5
(ア)	統合回線「厚生労働省統合ネットワーク」(仮称)	5
(イ)	統合ネットワークの構成要素	5
(ウ)	統合ネットワークの範囲	5
(エ)	統合ネットワークの物理構成等	6
○	ハードウェア設置方針	6
○	統合ネットワークの性能	7
○	接続方法	7
(オ)	通信規約(通信プロトコル)	7
(カ)	特殊な接続形態	7
2.	広範囲(広域回線網)を対象とし提供される共通サービスの基準	8
(ア)	サービスの分類	8
(イ)	情報系・業務系ネットワーク共通サービス	9
○	ドメインネームシステム(DNS)機能	9
○	時刻同期(NTP)機能	9
○	回線等維持管理及び監視サービス	9
○	ルーティング機能	9
○	QoS(帯域予約)機能	9
○	ダイヤルアップ接続機能	9
(ウ)	情報系ネットワークのサービス	9
○	クライアント共通型グループウェア機能	10
○	電子メールの中継機能とメールアドレス体系の統一化	10
○	メールボックス機能とウェブメール機能	10
○	アドレス帳検索とアドレス帳管理機能	10
○	電子掲示板機能	11
○	インターネット閲覧機能	11
(エ)	業務系ネットワークのサービス	11
(オ)	利用者認証	11

3.	狭い範囲(建物中心のネットワーク)に限定的に提供されるサービスの基準	12
(ア)	サービスの重複排除	12
(イ)	サービスの範囲	12
(ウ)	LAN内の通信制御	12
4.	サービス提供における運用、参加に関する基準	13
(ア)	運用体制・要件	13
(イ)	接続手順等のガイドライン	13
(ウ)	利用料について	14
(エ)	統合ネットワーク運営主体及び利用機関間の調整事項	14
(オ)	利用に関する基準	14
○	予算要求時及びシステム調達時における事前協議の実施	14
○	接続申請に当たって必要な設備及び準備	14
○	接続単位	15
○	接続申請、内容変更及び接続の解除	15
○	接続試験	15
5.	統合ネットワークに接続する個別システムにおけるセキュリティに関する基準	16
	制限事項	16
Ⅲ	LAN構築標準化基準	17
1.	LAN構築標準化基準について	17
(ア)	LAN構築の標準化とは	17
(イ)	LAN構築標準化基準の必要性	17
(ウ)	接続可能なLAN、接続できないLAN	18
○	統合ネットワークに接続可能な利用機関LAN	18
○	統合ネットワークに接続できない利用機関LAN	18
(エ)	LAN標準化(共通化)すべき内容	19
○	LAN回線の1系統化	19
○	LANのIPアドレス体系	20
○	LANの外部との接続点及び接続点に施すべきセキュリティ	20
○	LAN上の機器の設置・管理	20
2.	LANの運用に係る基準	21
	運用体制・要件	21
3.	LAN構築におけるセキュリティに関する基準	22
(ア)	セキュリティ対策	22
(イ)	制限事項等	22
Ⅳ	遵守事項	23
Ⅴ	その他	24

基準の見直し	24
○ 用語解説集	25

I 基準の概要

1. 基準の位置づけ

現在、政府一丸となって取り組んでいる電子政府構築計画において、「IT化に対応した業務改革」の中の「共通システムの最適化」の一つとして「府省内ネットワークについては、各府省において、2005年度末(平成17年度末)までのできる限り早期にそれぞれ最適化計画を策定し、システムの見直しを進める。」とされているところである。

これらを踏まえ厚生労働省においては、2005年(平成17年)5月27日「厚生労働省ネットワーク(共通システム)最適化計画」(厚生労働省行政情報化推進会議決定)(以下「ネットワーク最適化計画」という。)を策定した。

ネットワーク最適化計画では、広域回線の統合の実施に必要な考え方などを以下の2つの基準として示し、ネットワーク最適化計画の実施に資することとしている。

- ① 平成17年度中に、電子メール、電子掲示板、利用者認証、セキュリティ、その他の共通的なサービス、通信手順や回線容量、その他の回線の規格等を、国際的な標準技術の動向等を踏まえ、「共通サービス提供基準」(仮称)(以下「サービス基準」という。)として策定する
- ② 出先機関等のLANについて安全性を確保した上で、庁舎内の情報連携やWAN回線との接続を可能とするよう「LAN構築標準化基準」(仮称)(以下「LAN構築基準」という。)としてまとめる

以上のことから、「サービス基準」並びに「LAN構築基準」は、ネットワーク最適化計画の一部と位置づけ、適正に運用しなければならない。

2. 共通サービス提供基準の目的

サービス基準は、専用の回線に依存しない情報システムが構築されるよう、回線の集約化・統合化に適合する考え方を整理するとともに、個別システムが統合回線を活用するためのルールなどについて、以下に示す事項についてまとめ、サービス基準策定以降の個別システム構築時に随時適用することにより、ネットワーク最適化計画の実施に資することを目的としている。

- ✓ 統一予定の広域回線の規格
- ✓ 広い範囲(広域回線網)を対象として提供される共通サービスの基準
 - ・ 電子メール
 - ・ 電子掲示板
 - ・ 利用者認証 等

- ✓ 狭い範囲(建物内の回線)に限定的に提供されるサービスの基準
- ✓ サービス提供における運用に関する基準
- ✓ サービス上のセキュリティに関する基準 等

3. LAN構築標準化基準の目的

LAN構築基準は、統合回線との接続を前提としたLAN構築について、業務等を考慮し、一人一台パソコン体制のあるべき姿、提供されるべきサービスや実施すべきセキュリティ対策などを中心に、運用や回線の接続点周辺に関する基準を示し、LAN構築基準策定以降のLAN構築時に随時適用することにより、ネットワーク最適化計画の実施に資することを目的としている。

- ✓ 建物内のLANを前提とし、回線の一系統化
- ✓ LAN の外部接続接点に関する基準
- ✓ LAN の外部接続部に施すべきセキュリティに関する基準
- ✓ LAN 機器の設置・管理等に関する基準
- ✓ LAN の運用に関する基準
- ✓ LAN 内のセキュリティに関する基準

4. 適用範囲

各基準は、厚生労働省の全ての組織(外局、施設等機関を含む。)(以下、「厚生労働省の組織」という。))が所管する、全ての「情報システム(2台以上のコンピュータ間または外部のネットワークとの通信を必要とするシステム。以下「個別システム」という。))」、「LAN(庁舎等の建物内の回線)」と「厚生労働省統合ネットワーク(仮称)(回線統合の主体となる広域の広帯域ネットワーク)(以下、「統合ネットワーク」という。))」を対象とする。

5. 基準の遵守

各基準の遵守は、ネットワーク最適化計画の実施において必要最低限の条件であり「適用範囲」において厳格に適用する必要がある。

各基準策定後、適用範囲においては、システムやLANの新規構築、既存システムやLANの改善・更改時等のあらゆる機会を活用し、平成24年度までを目途として順次適用しなければならない。

本基準の遵守(維持)については、企画段階(予算要求)から調達、構築、運用開始に至る各段階はもとより、運用開始以降(運用、保守、維持、改善)においても、随時、必要に応じ確認するものとする。

○ 用語の定義

本基準で使用する用語の意義を以下に示す。

用語（略語）	意義
政府、自治体等のネットワーク	
霞が関 WAN	中央省庁の LAN を結ぶ省庁間ネットワーク ※統合ネットワークは、厚生労働省を代表して霞が関 WAN に接続
総合行政ネットワーク（LGWAN）	地方公共団体を結ぶネットワーク ※統合ネットワークは、厚生労働省を代表して霞が関 WAN 経由で LGWAN に接続
電子政府構築計画（共通システム見直し方針）において定義されているもの	
基本システム	電子メールシステム、電子掲示板システム（等） ※「クライアント共通型グループウェア機能」、「電子メールの中継機能とメールアドレス体系の統一化」、「メールボックス機能とウェブメール機能」、「アドレス帳検索とアドレス帳管理機能」、「電子掲示板機能」
本基準において定義するもの（省内の既存用語を含む）	
○ 回線網（ネットワーク）に関するもの	
厚生労働省統合ネットワーク（仮称） （統合ネットワーク）	本基準で定義する統合の主体となる広域の広帯域ネットワーク
統合ネットワーク 運営主体	統合ネットワークを調達（外部委託）し、その外部委託業者の監督・指導を行うとともに、利用機関や個別システムの接続等に関する調整などを行う省内の組織
統合ネットワーク 運用センタ	統合ネットワーク運営主体より委託され、統合ネットワークを運用、維持・管理する外部委託業者の総称
利用機関	統合ネットワークに接続する、厚生労働省の組織 ※本省、外局、地方支分・部局、事務局、所、署、その他出先機関等で統合ネットワークに接続を必要とする組織（場所・建物を示す場合もある）
情報系ネットワーク	基本システムを中心とするネットワーク（WAN＋厚生労働省ネットワークシステムグループウェア機能、他）

業務系ネットワーク	社会保険や労働保険等の業務に特化したネットワーク（WAN+各業務システム機能）
共通サービス	統合ネットワーク上で、個別システムに依存せず、全ての利用者が等しく利用できるサービス
厚生労働省ネットワークシステム	本省及び地方厚生局の職員一人に1台のパソコンをネットワークで接続した、行政情報化のための基盤システム ※ 現行の共働支援システムを中心とするシステム
○ その他	
個別システム	厚生労働省の各部局が所管する個別の施策等の実現のため必要となる情報システム ※電子政府構築計画において各府省共通で整備することとしている人事・給与システムをはじめとする各システムも、この基準の中では、個別システムとする ※システムは、2台以上の機器(コンピュータ等)間または外部のネットワークとの通信が必要なシステム 例：汎用受付システム（電子申請関係） 各レガシーシステム（社会保険、労働保険 他） 人事・給与システム 他 ※単独の利用機関内に限定されるシステムは、対象外とする。
汎用のクライアントパソコン	1台で情報系ネットワークと業務系ネットワークの両方を利用可能なクライアントパソコン ※ソフトウェアの追加等により多くのシステムに対応可能なクライアントパソコン

Ⅱ 共通サービス提供基準

1. 統一(統合)予定の広域回線の規格等について

ネットワーク最適化計画で示している「回線の統合」について、統合の主体となる回線は、現段階では存在していないため、本基準を策定するに当たり、必要となる統合回線について以下に示す。

(ア) 統合回線「厚生労働省統合ネットワーク」(仮称)

厚生労働省が保有する複数の広域ネットワークの最適化を実施するための基盤として、「統合ネットワーク」を構築する。

統合ネットワークは、全国に点在する利用機関との間を広帯域の回線で接続する唯一の汎用的な広域ネットワークである。

統合ネットワークでは、個別システムに対し広帯域回線を提供するとともに、基本システムの一部の機能についても共通サービスとして提供する。

統合ネットワークは、厚生労働省を代表してインターネットに接続する。

統合ネットワーク整備後は、広域のネットワークを必要とする個別システムは、個別に専用線を調達することなく統合ネットワークの回線を利用しなければならない。

(イ) 統合ネットワークの構成要素

統合ネットワークは、「情報系ネットワーク」、「業務系ネットワーク」、「共通サービス提供のためのサーバ群」により構成するものとする。

共通サービス提供のためのサーバ群とは、共通サービスを提供するとともに、統合ネットワークのセキュリティを確保するための機能を果たすものであり、当面は、厚生労働省ネットワークシステムの機能を継承するものとする。

ネットワーク構成は、別紙1「厚生労働省ネットワーク構成図 将来体系(案)」を予定している。

(ウ) 統合ネットワークの範囲

別紙1「厚生労働省ネットワーク構成図 将来体系(案)」のうち、「厚生労働省統合ネットワーク」(仮)部分及び「厚生労働本省 本省内システム」の一部(インターネット接続機能など)を指す。

また、統合ネットワークには、統合ネットワーク上で提供される「共通サービス」も含まれるものとする。

(エ) 統合ネットワークの物理構成等

物理構成は、既に「(イ) 統合ネットワークの構成要素」で示している大きく3つの要素により構成する。

- ✓ 情報系ネットワーク
 - ✓ 業務系ネットワーク
 - ✓ 共通サービス提供のためのサーバ群(データセンター活用を想定)
- (回線は障害を想定し、異なる回線提供者を想定)

回線の帯域は、必要に応じ利用機関毎に精査予定

- ✓ 基幹及びデータセンター → 大容量
- ✓ 利用機関 → 現在と同等または、それ以上の容量

※本省の組織等で個別システムのサーバ等を設置している利用機関については、その果たす役割に応じ「基幹及びデータセンター」の回線の帯域を準用する場合がある

- ・平成18年度中に外部委託により、詳細な調達仕様書の策定を予定
- ・上記調達仕様書作成に当たり、全個別各システムが利用できる仕様を予定

○ ハードウェア設置方針

- ✓ 統合ネットワークは、「情報系ネットワーク」と「業務系ネットワーク」の二つの広域回線網を一組とする冗長化を基本とする。すなわち、いずれかのネットワークに障害が発生した場合は、復旧するまでの間は、正常なネットワークが両機能を兼ねることができる仕組みとする。

例えば、業務系ネットワークに障害が発生した場合、一時的に情報系ネットワークを利用する設計とするが、この場合、どのように優先度の制御を設定するか事前に希望内容を調査し設定すること等を想定している。

- ✓ 統合ネットワーク運営主体は、安定した統合ネットワークを維持するため、統合ネットワークと利用機関の接続点にファイアウォールを設置するとともに、あわせて設定(変更含む)等も行うものとする。

各利用機関内のLAN上に構築されるシステムが、統合ネットワークに影響を与える可能性があることから、ファイアウォールを設置することとする。

○ 統合ネットワークの性能

- ✓ 統合ネットワークの帯域は、各個別システムからの要求に基づき帯域を確保する。
- ✓ 統合ネットワークは、個別システムに対し必要に応じ帯域予約を行う。

○ 接続方法

- ✓ 接続方法は、別紙2「接続の標準モデル」参照

(オ) 通信規約(通信プロトコル)

通信規約については、TCP/IP プロトコルスタックとする。

TCP/IP 以外のプロトコルを使用する場合は、TCP/IP に対応するための変換装置を個別システム側で用意しなければならない。

TCP/IP のバージョンは、政府の方針である IPv6 の導入を検討したが、本基準を策定している段階(平成 17 年 8 月)では、セキュリティ関係のネットワーク機器や印刷関連の機器等の分野では IPv6 に十分対応した機器が提供されているとは言い難い状況にあり、選択の幅も狭く、費用面を考慮すると割高なものとなる可能性があるため、当面、IPv4 とするが、構築時までに十分に活用可能と判断できる状況に至った場合は、IPv6 とする。

- ・平成 18 年度中に外部委託により、詳細な調達仕様書の策定を予定
- ・上記調達仕様書作成に当たり、全個別各システムが利用できる仕様を予定
- ・各個別システムで当面必要としているアドレスを調査の上、払い出す範囲を決定する予定

(カ) 特殊な接続形態

統合ネットワークの一つの機能として、ダイヤルアップ接続用の接続点を設けることとする。

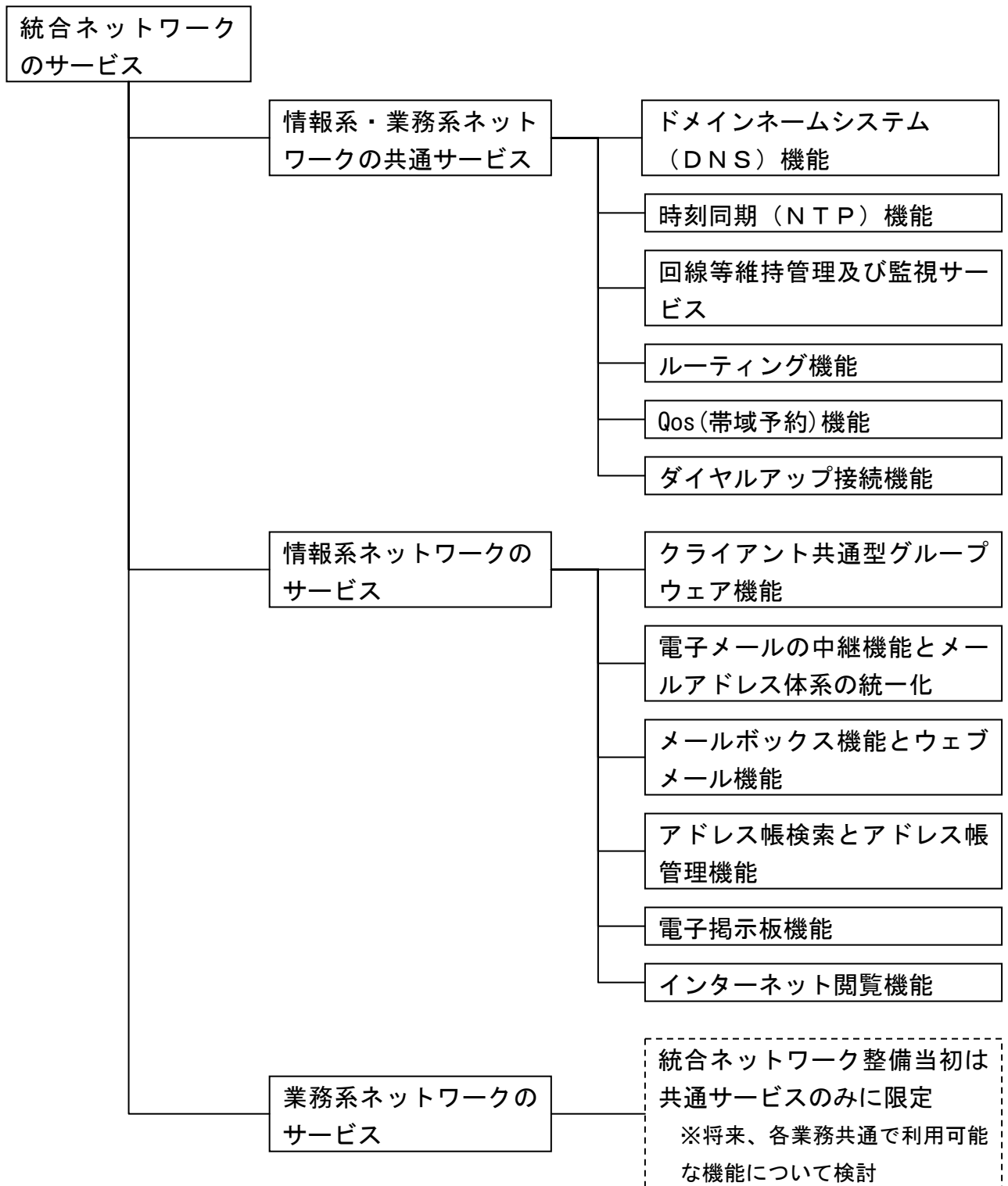
「統合ネットワーク」と「ダイヤルアップ接続用の接続点」との接続は、ファイアウォールを介して高度なセキュリティを確保するものとする。

- ・平成 18 年度中に外部委託により詳細な調達仕様書の策定を予定
- ・別紙 1 のモバイル通信網の機能を継承
- ・地方公共団体の接続は、総合行政ネットワーク (LGWAN) 環境が十分に整うまでの間、接続を許可

2. 広い範囲(広域回線網)を対象とし提供される共通サービスの基準

(ア) サービスの分類

統合ネットワークにおいて提供するサービスを「情報系・業務系共通」、「情報系」、「業務系」の大きく3項目に分け、さらに要素毎に分類し、以下に示す。



(イ) 情報系・業務系ネットワーク共通のサービス

統合ネットワークにおいて、情報系、業務系それぞれのネットワークの系統に関係なく共通で提供されるサービスを以下に示す。

○ ドメインネームシステム（DNS）機能

- ✓ 統合ネットワーク内に構築するサーバ等の機器名を一元管理し、利用機関のLANで利用する名前解決のための参照機能を提供する。

○ 時刻同期（NTP）機能

- ✓ 統合ネットワーク内に構築するサーバ等機器の時刻同期を図るため、統合ネットワーク内に時刻同期（NTP）機能を提供する。
- ✓ 統合ネットワークに接続する全ての機器は、原則、本機能を利用しなければならない。

○ 回線等維持管理及び監視サービス

- ✓ 統合ネットワーク運営主体が提供する「回線」、「接続機器（ルータ等）」、「ファイアウォール」等の維持管理を行う。
- ✓ 回線及び設置機器の死活監視、並びに利用状況の把握を行うとともに、利用状況等については、利用機関等に対し、情報提供を行う。
※個別システムの運用監視については、原則、対象外

○ ルーティング機能

- ✓ 統合ネットワークにおけるルーティング処理は、統合ネットワーク運営主体が決定し、その管理を行う。

○ QoS(帯域予約)機能

- ✓ 統合ネットワークにおける帯域予約は、統合ネットワーク運営主体が決定し、その管理を行う。

○ ダイアルアップ接続機能

- ✓ 出張時等の携帯型パソコン等からの接続を確保するため、セキュリティを維持しつつ、ダイアルアップによる接続を可能とする機能を提供する。

(ウ) 情報系ネットワークのサービス

統合ネットワークは、接続する利用機関または各個別システムに対し、以下のサービスを提供する。

また、以下に示す機能の内、「クライアント共通型グループウェア機能」、「電子

メールの中継機能とメールアドレス体系の統一化」、「メールボックス機能とウェブメール機能」、「アドレス帳検索とアドレス帳管理機能」、「電子掲示板機能」については、基本システムに位置づける。

○ クライアント共通型グループウェア機能

- ✓ 厚生労働省ネットワークシステムで配備されたクライアントパソコンと同一のクライアントパソコン（ハード、ソフトの仕様・構成の全てが同一のもの）を導入することが可能であれば、厚生労働省ネットワークシステムの全ての機能を利用できるものとする。
- ✓ 本機能を利用する場合、各種規定や当該クライアントパソコン管理方法等は、厚生労働省ネットワークシステムの管理に一元化され、ヘルプデスク等の運用管理サービスも提供される。

※統合ネットワークに接続するクライアントパソコンは、原則、物理的な統一は考えておらず、統合ネットワークへの接続時の調整により、異なるクライアントパソコンでも問題ない

○ 電子メールの中継機能とメールアドレス体系の統一化

- ✓ 「インターネット」と「統合ネットワーク」間及び「統合ネットワーク」と「個別システム」間の、電子メールの中継機能を提供する。
- ✓ 本機能の提供にあたり、メールアドレス体系として、サブドメインを活用し厚生労働省(mhlw.go.jp)配下に統一する。(例：〇〇〇@〇〇.mhlw.go.jp)

※この基準において「電子メール」とは「インターネット上の電子メールシステムと互換性のあるもの」に限定

○ メールボックス機能とウェブメール機能

- ✓ 「クライアント共通型グループウェア機能」を活用しない場合であって、個別システムの利用を中心に汎用のクライアントパソコンを導入する場合は、それらを対象として個別システム側でメールサーバを整備しなくても、個別システムの利用者が電子メールの送受信を行うことができるよう、メールボックス機能と、クライアントパソコンの環境に依存しないブラウザインターフェースによるウェブメール機能を提供する。

○ アドレス帳検索とアドレス帳管理機能

- ✓ 利用者全員のメールアドレスを統合的に管理し、容易に検索できるアドレス帳検索機能を提供する。
- ✓ アドレス帳に登録する情報は、登録項目及びその内容を統一する。
- ✓ アドレス帳を最新の状態に保つため、各個別システムはアドレス帳管理機能により、利用者情報を定期的に更新しなければならない。
- ✓ アドレス帳管理機能は、セキュリティ確保のため特定のクライアントパソコ

ン等からのみデータの一括更新等の操作を行うものとする。

○ 電子掲示板機能

- ✓ お知らせ等を閲覧できる電子掲示板機能を提供する。
※この基準において「電子掲示板」とは、「書き込み権限を持つ者が掲載した情報を、利用者全員が閲覧できる機能」とする

○ インターネット閲覧機能

- ✓ 統合ネットワーク内の各クライアントパソコンに対し、インターネット閲覧機能を提供する。
- ✓ 本機能の提供にあたっては、ネットワーク内のセキュリティ及びプロトコルのバランス等を考慮し、最適な環境になっているかを常に監視し、運用管理を行うものとする。
- ✓ セキュリティポリシーを遵守し、利用者のモラルを保つため、不適切なサイトへの閲覧規制及び監視を行うものとする。

(エ) 業務系ネットワークのサービス

業務系ネットワークでは、前述の(イ)に示す内容にとどめ、統合ネットワーク導入当初は、業務ネットワークに特化したサービスは提供しないこととする。

将来、全体最適の観点から、複数の業務システムに共通のサービスを提供することが望ましい場合は、その提供について十分に検討し、必要に応じ提供することとする。

(オ) 利用者認証

統合ネットワーク導入当初、統合ネットワークでは統一的な利用者認証についてサービスを提供しないこととする。

利用者認証は、当面、大きく以下の2種類を利用するものとする。

- ✓ (ウ)の「クライアント共通型グループウェア機能」を利用する場合
- ✓ 個別システムを利用する場合

なお、統合ネットワークにおける一元的な統合利用者認証については、最適化計画を策定する府省共通システムとして新たに追加された「職員等利用者認証業務」(平成17年8月24日 各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議了承)の動向や各個別システムの状況を勘案し、必要に応じ検討することとする。

3. 狭い範囲(建物中心のネットワーク)に限定的に提供されるサービスの基準

本項目については、「LAN 構築基準」において示すべき事項であるが、統合ネットワークの安定的な運用、維持・管理の視点から「狭い範囲(構造物中心のネットワーク)に限定的に提供されるサービス」(以下、「LAN 内限定サービス」という。)について、以下に示す。

(ア) サービスの重複排除

統合ネットワークで提供される各種サービスについて、LAN 内限定サービスとの重複が想定される。

LAN 内限定サービスを整備・構築する場合は、統合ネットワークで提供される各種サービスとの機能の重複について精査し、原則、同一内容のサービスの提供は避けなければならない。

(イ) サービスの範囲

LAN 内限定サービスの範囲は、当該 LAN 内に限定されるものであり、統合ネットワーク運営主体で整備するファイアウォールを越えない(通過しない)仕組みとしなければならない。

(ウ) LAN 内の通信制御

LAN の構築に当たっては、ネットワーク機器の制御により、統合ネットワーク運営主体で整備するファイアウォールに対し、不必要な負荷をかけない仕組みとしなければならない。

- ※ 技術的に LAN 内で完結することが可能な通信について、管理上の理由等により、LAN の外に通信を行うこととする場合、統合ネットワーク全体の負荷が高くなる可能性があることから、それらを制限するもの(例えば、プリントサーバ機能を LAN の外に設定するなど。)

4. サービス提供における運用、参加に関する基準

統合ネットワークの「維持(サービス提供を含む)管理・運用」や「利用機関となるための手続き」、その他統合ネットワークを運用していく上で必要となる事項について以下に示す。

(ア) 運用体制・要件

統合ネットワークの運用に係る規定等については、別途、整備する必要があり、詳細については、その中で定めるものとするが、以下に、例を示す。

- ✓ 利用機関は、厚生労働省の組織とする。
- ✓ 利用機関は、利用機関毎に統合ネットワークの利用に関し、統合ネットワーク運営主体との連絡調整を行う責任者をおかななければならない。
- ✓ 利用機関において個別システムを運用する場合は、個別システム毎に統合ネットワークの利用に関し、統合ネットワーク運営主体と連絡調整を行う責任者をおかななければならない。
- ✓ 統合ネットワークの管理対象は、1(ウ)に示す「厚生労働省統合ネットワーク」を中心に、統合ネットワーク運営主体が利用機関に設置するファイアウォールまでとする。
- ✓ 統合ネットワークは、年間を通じて無停止で運用するものとする。(ただし、運用上必要なために停止する場合を除く。)
- ✓ 統合ネットワークの監視は、統合ネットワーク運用センターで実施することとし、その形態は以下のとおりとする。
 - ・ 安定したサービス品質を保つため、障害の検知～対応策の検討～作業員出動要請～障害回復～確認・報告までの一連の作業を迅速かつ確実に実行する管理体制を整備する。
 - ・ 将来的な障害の予見・効率的な設備投資を可能とするため、統合ネットワークの回線帯域使用率や負荷状態などの統計データを分析・保存する。
 - ・ 利用機関のネットワーク構成変更に対応するため、申請を受領してから工事完了までの過程を一貫して管理する。
- ✓ 統合ネットワーク運用センターは監視結果等に基づき、利用機関に対し、統合ネットワークを円滑に運用するために必要となる事項について指示・指摘が出来るものとし、利用機関は、当該指示等に速やかに応じなければならない。

(イ) 接続手順等のガイドライン

- ✓ 統合ネットワーク運営主体は、利用機関が実施する各種手順について、ガイドラインを作成しなければならない。

- ✓ 前項のガイドラインは、以下の事項を対象とする。
 - ・ 統合ネットワーク接続における事前協議時
 - ・ 統合ネットワークへの接続申し込み時
 - ・ 統合ネットワーク接続時
 - ・ 統合ネットワーク運用時
 - ・ 統合ネットワーク障害時

(ウ) 利用料について

- ✓ 統合ネットワークの維持管理等に関する費用は、統合ネットワーク運営主体及び利用機関等が応分の負担をするものとする。(受益者負担)
 - ※利用料決定にあたっては、予算分担等の調整も予想されるため、今後必要に応じ調整するものとする。

(エ) 統合ネットワーク運営主体及び利用機関間の調整事項

- ✓ 統合ネットワークを利用する際、利用機関は以下の事項について、統合ネットワーク運営主体と調整を行うこととする。
 - ・ 開始時期、利用機関接続(追加接続を含む)時期(追加接続毎の時期)
 - ・ 対象利用機関(件数、個々の立地等)
 - ・ 回線帯域
 - ・ プロトコル
 - ・ その他、利用に当たって必要な事項

(オ) 利用に関する基準

○ 予算要求時及びシステム調達時における事前協議の実施

- ✓ 統合ネットワークの利用機関は、統合ネットワークを利用することとなる個別システムの予算要求時及び調達時に、統合ネットワーク運営主体に対し協議しなければならない。

統合ネットワークは、唯一の汎用的な広域ネットワークとなることから、原則、全ての個別システムを受け入れなければならない。円滑な受け入れを実現するためには、あらゆる段階で、個別システムの状況を把握するとともに、相互に調整を必要とすることから、協議が必要である。

○ 接続申請に当たって必要な設備及び準備

- ✓ 統合ネットワークへの接続に当たって、利用機関において最低限次の各号に掲げる設備等を有していなければならない。
 - ・ LAN 設備(LAN 構築標準化基準に沿っていること)

- ・ LAN 運用規程
- ・ 個別システムの運用規程（※ 個別システムを有する場合、個別システム毎に）

○ 接続単位

- ✓ 利用機関の接続数は1接続を原則とし、情報系ネットワークと業務系ネットワークを一組とする冗長構成を基本とする。

○ 接続申請、内容変更及び接続の解除

- ✓ 統合ネットワークの新規接続申請及び接続内容の変更については、少なくとも利用開始希望日の3か月前までに統合ネットワーク運営主体に対し協議を行わなければならない。
- ✓ 上記に際し、問い合わせ先、責任者など、別途定める申請書類を提出しなければならない。
- ✓ 接続の解除についても、接続解除希望日の3か月前までに統合ネットワーク運営主体に対し協議を行わなければならない。

○ 接続試験

- ✓ 統合ネットワークへの接続に当たっては、事前に接続試験を実施することとする。
- ✓ 接続試験の実施に当たっては、試験実施の3か月前までに統合ネットワーク運営主体に申請しなければならない。

※試験環境について、どのような環境を提供すべきか（何ができるのか、何処が本番環境と異なるのか）等については、平成18年に策定する調達仕様書で明確化

5. 統合ネットワークに接続する個別システムにおけるセキュリティに関する基準

制限事項等

- ✓ 統合ネットワークを利用する個別システムでは、原則として、統合ネットワーク以外の外部ネットワークへの接続を禁止する。
- ✓ 個別システムが扱う業務の性格上、外部ネットワークへの接続が不可欠な場合は、協議・申請により事案毎に判断することとする。
- ✓ 統合ネットワークが提供するサービスを受ける個別システムは、事前にシステム構成を登録し、登録された機器からの通信のみを許可するものとする。
(システム構成の変更等についても同様とする。)

Ⅲ LAN構築標準化基準

1. LAN構築標準化基準について

LAN構築の標準化に係る基準を以下に示す。

(ア) LAN構築の標準化とは

連携を予定しているLANは「共通の考え方やルール」に基づき構築することが必要である。異なる考え方やルールに基づくLANの連携では、安全、安心なネットワークの維持は困難である。

ここでは、「共通の考え方やルール」に基づき、セキュリティやLANの構成等について一定以上の水準でLANを構築することをLAN構築の標準化と考えることとする。

(イ) LAN構築標準化基準の必要性

現在の利用機関毎のLANは、異なる考え方やルールに基づき整備されたものであり、現状のままで統合ネットワークに接続することは困難である。

そこで、「統合ネットワークに接続することを前提とする利用機関LANの考え方やルール」等を基準として示す必要がある。

各利用機関LANの構築(新規、更改・改修)において、これを順次適用、遵守し、維持・管理することにより、統合ネットワークの安全、安心、信頼等を維持することが可能となると考える。

維持・管理の方法としては、基準の遵守状況について、定期的(年1回程度)な報告を義務づけ、その内容を確認することとする。

(ウ) 接続可能なLAN、接続できないLAN

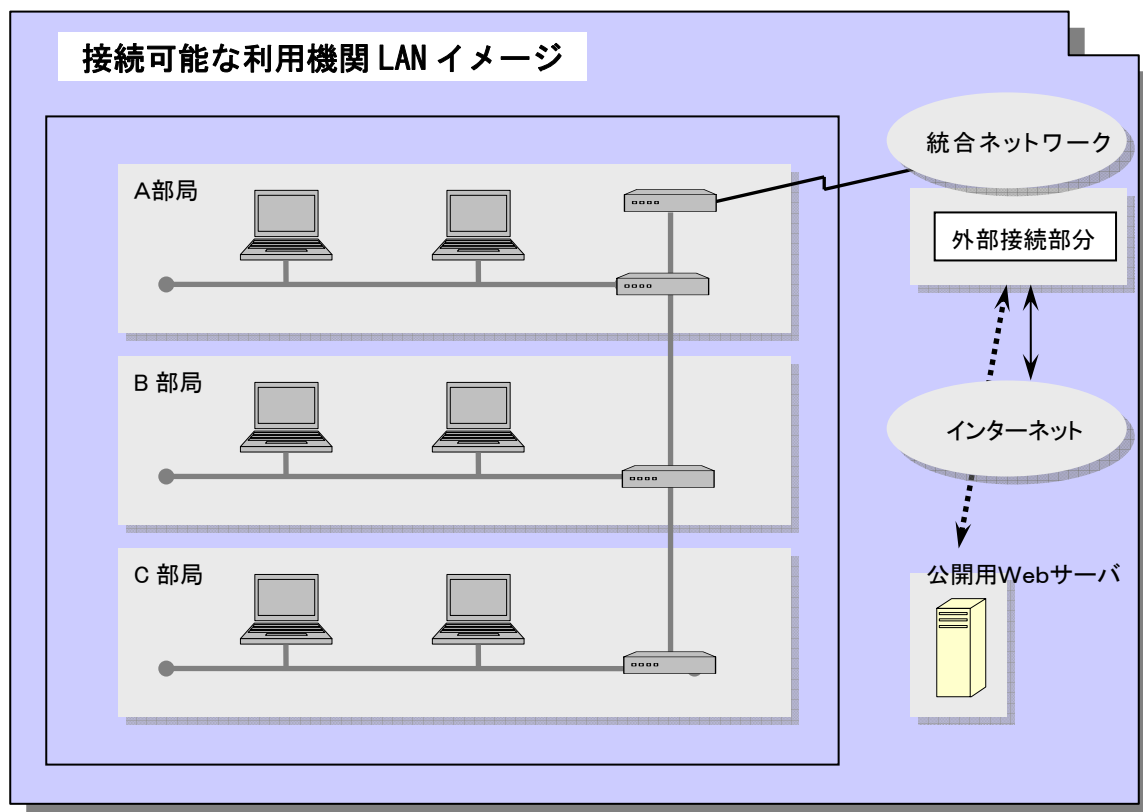
統合ネットワークに接続することを前提に、「接続可能な利用機関」(建物内のLAN回線が1系統化済)と「接続できない利用機関」(複数LANや複数外部接続が残り、再構築が必要)のイメージ概要を示す。

○ 統合ネットワークに接続可能な利用機関LAN

利用機関内のLANは1系統に集約され、外部との接続も1カ所(1接続)に限定されている。

LANが1系統で整備されたことにより利用機関内のLANの管理等を一元的に行うことができる。

また、外部との接続も1カ所に限定されていることから、利用機関内の横断的なセキュリティ対策なども集中的に行うことができる。



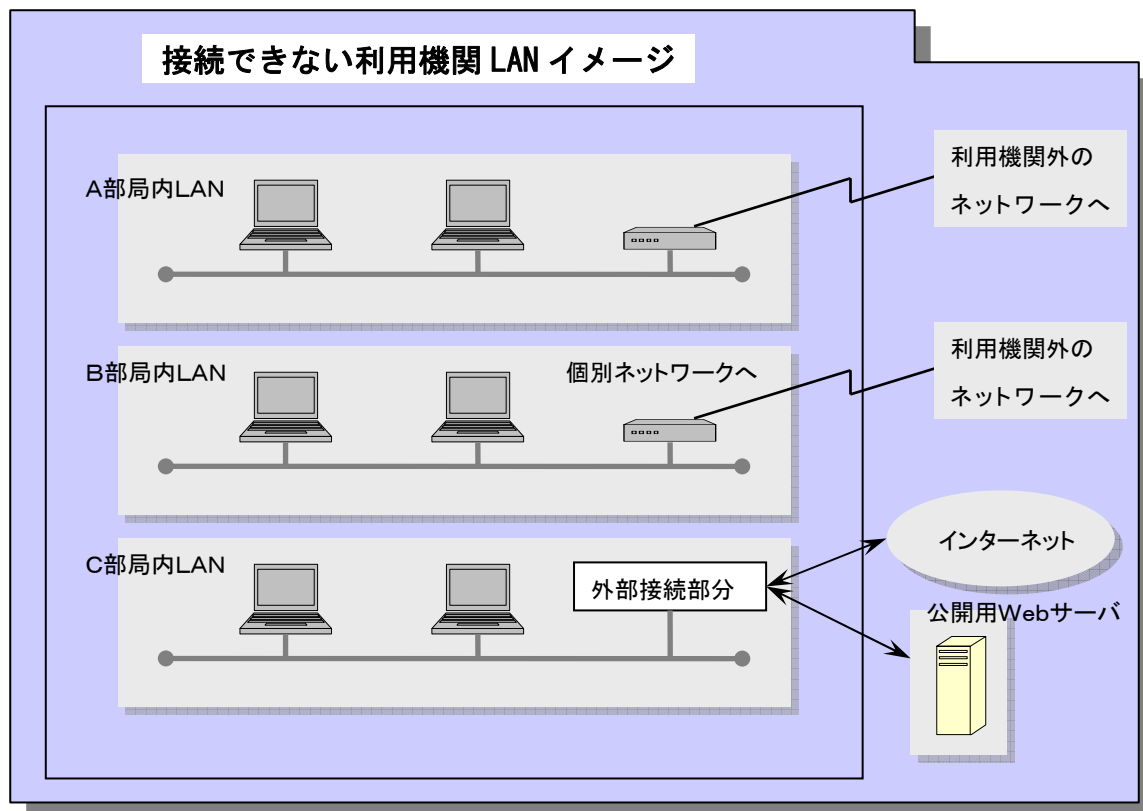
○ 統合ネットワークに接続できない利用機関LAN

利用機関の各階またはフロアに複数の独立したLANが存在し、利用機関内のLAN間連携は希薄となっており、さらに、独立したLANが個々に利用機関外のネットワークと連携するといった状況を想定している。

この状況では、独立したLAN間では、そのルール等に差が生じている可能性

が高く、利用機関外の複数のネットワークと接続しているため、外部との通信機器が複数設置され、管理も個別に行われるなど、集中化・合理化の余地がある。

さらに、利用機関内での横断的なセキュリティ対策等が困難と考えられる。



(エ) LANの標準化(共通化)すべき内容

前述の(ウ)に「統合ネットワークに接続可能な利用機関LAN」として標準的な利用機関LANのイメージを示しているところである。

本項では、標準的な利用機関LANの備えなければならない要件を以下に示すこととする。

○ LAN回線の1系統化

- ✓ 利用機関内のLAN回線は、通信機器の重複排除、管理の簡素化、横断的な対応の容易さ等から、原則一系統に集約しなければならない。
- ✓ 利用機関のLANの冗長化については、LANの規模（利用者数、システムの利用頻度）等を勘案して、利用機関や運用する個別システム等の判断で行うこととするが、障害時対応等の観点から冗長化することが望ましい。

○ LANのIPアドレス体系

- ✓ 統合ネットワークと利用機関 LAN との接続性を確保するため、利用機関 LAN におけるIPアドレスについては、IPv4 を前提とし、付与するアドレスの領域及び必要な設定情報については、利用機関及び個別システムの管理者と調整を行い、統合ネットワーク運営主体が決定し管理を行うこととする。

※統合ネットワークとの接続にかかるルーティング及び帯域予約機能等に関しては、統合ネットワーク運営主体が決定し管理を行う

○ LAN の外部との接続点及び接続点に施すべきセキュリティ

- ✓ 統合ネットワークと利用機関 LAN との接続は、1 接続とし、その構成は「情報系ネットワーク」と「業務系ネットワーク」を一組とする冗長構成を基本とする。
- ✓ 統合ネットワーク運営主体は、主に個別システムを提供する各庁舎（合同庁舎第5号館、上石神井庁舎、高井戸庁舎、三鷹庁舎）及び各利用機関との接続口にファイアウォール、ルータを設置するものとする。設置された機器の設定（変更含む）については、統合ネットワーク運営主体が行うこととする。

○ LAN上の機器の設置・管理

- ✓ 利用機関内の LAN 上には、サーバ、クライアントパソコン、プリンター及びネットワーク機器等の多種多様な機器が接続されることとなるが、盗難等による情報漏洩等を勘案し施錠等の盗難対策も検討した上で、常にすべての機器の設置状況について把握するとともに、適正に管理しなければならない。
- ✓ 政府として、一人一台パソコンを推進していることから、その実現が望まれるが、例えば、勤務時間の殆どを庁舎外で勤務する場合など多様な勤務形態が想定されることから、クライアントパソコンの整備にあたっては、十分に検討しなければならない。
- ✓ 従来、個別業務専用の端末とクライアントパソコンを併置する状況が見られたが、原則汎用クライアントパソコンで全ての業務に対応することとする。ただし、対国民サービス等の窓口端末や専用機器でなければ処理できない場合はこの限りでない。
- ✓ 統合ネットワーク運営主体が設置する機器の収納場所の確保（ラック等の設置）、電源設備の確保、及び利用機関内 LAN と接続に必要なハブ、ネットワークケーブル等の用意は、各利用機関が行うものとする。

2. LAN の運用に係る基準

運用体制・要件

利用機関の LAN に係る運用規定等は、別途、整備し、詳細については、その中で定めるものとするが、以下に例を示す。

- ✓ LAN に、管理者を置かなければならない。
- ✓ 管理者は、共通サービス提供基準 4.（ア）に規定する利用の責任者を以て、これに充てることができる。
- ✓ 管理者は、LAN の利用者に対し、LAN の利用を制限し、又は禁止することができる。
- ✓ 管理者は、LAN の円滑な運用及び管理を図るため、情報処理機器等の利用状況の把握及び運行の実績の記録を行わなければならない。
- ✓ 管理者は、LAN において厚生労働省が保有する情報資産に係る情報安全性を確保するための具体的な実施手順（以下「安全対策実施手順」という。）を定め、利用者に対する周知徹底を図らなければならない。
- ✓ 現状、利用機関に複数の LAN が存在している場合、本基準に従って LAN を統合することが想定されるため、管理者は、必要に応じて利用機関内の(旧)LAN 担当者間の調整を図る LAN 運営協議体を設けることとする。
- ✓ 管理者は、サーバ及びネットワーク機器など、LAN の運行上重要な機器については、常に監視することとし、統合ネットワーク運営主体から調査依頼が合った場合は、速やかに応じなければならない。

3. LAN構築におけるセキュリティに関する基準

(ア) セキュリティ対策

- ✓ 利用機関のLAN 機器で、職員やLAN 管理者等が直接操作する機器については、最低限、ID、パスワード等によるアクセス制御を行わなければならない。
- ✓ 利用機関のLAN 機器で、サーバ機能を有する機器や職員が利用するクライアントパソコンについては、ウィルス対策ソフトを導入しなければならない。
- ✓ 利用機関のLAN 機器に対し、安易に外部記憶媒体への情報(各種データファイルやプログラム等)の出し入れができないよう対策しなければならない。

(イ) 制限事項等

- ✓ 利用機関のLAN は、セキュリティ対策として、「厚生労働省セキュリティポリシー」に基づき構築することはもとより「情報セキュリティ対策実施手順作成のガイドライン」に基づいた実施手順を作成し、最高情報セキュリティ責任者に提出するとともに、統合ネットワーク運営主体にも提出しなければならない。
- ✓ 利用機関は、統合ネットワークに接続された個別システムやインターネットへの接続が可能となることから、統合ネットワークが提供するサービス及び利用機関が提供するサービス以外への接続を禁止する。
- ✓ すでに構築されているLAN においてインターネットへの接続行い、Web サーバ等により情報提供を行っている場合は、統合ネットワーク運営主体に協議し、インターネットへの情報提供方法を変更しなければならない。
- ✓ 利用機関は、事前にLAN 構成を登録し、承認を得なければならない。

IV 遵守事項

- ✓ 統合ネットワークに接続する利用機関及び利用する個別システムは、以下の法規及び規定を遵守することはもとより、不正アクセス禁止法をはじめとする関連法規も遵守しなければならない。
- ✓ 統合ネットワーク並びに接続する利用機関において、暗号技術を利用する場合には下記の電子政府推奨暗号リストに準拠しなければならない。
- ✓ 厚生労働省ネットワークシステム用のクライアントパソコンを LAN で利用する場合には、厚生労働省ネットワークシステムが定める規定に従うこととする。

- ・ 厚生労働省情報セキュリティポリシー
- ・ 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律
- ・ 電子政府推奨暗号リスト

http://www.soumu.go.jp/s-news/2003/pdf/030303_3a.pdf

V その他

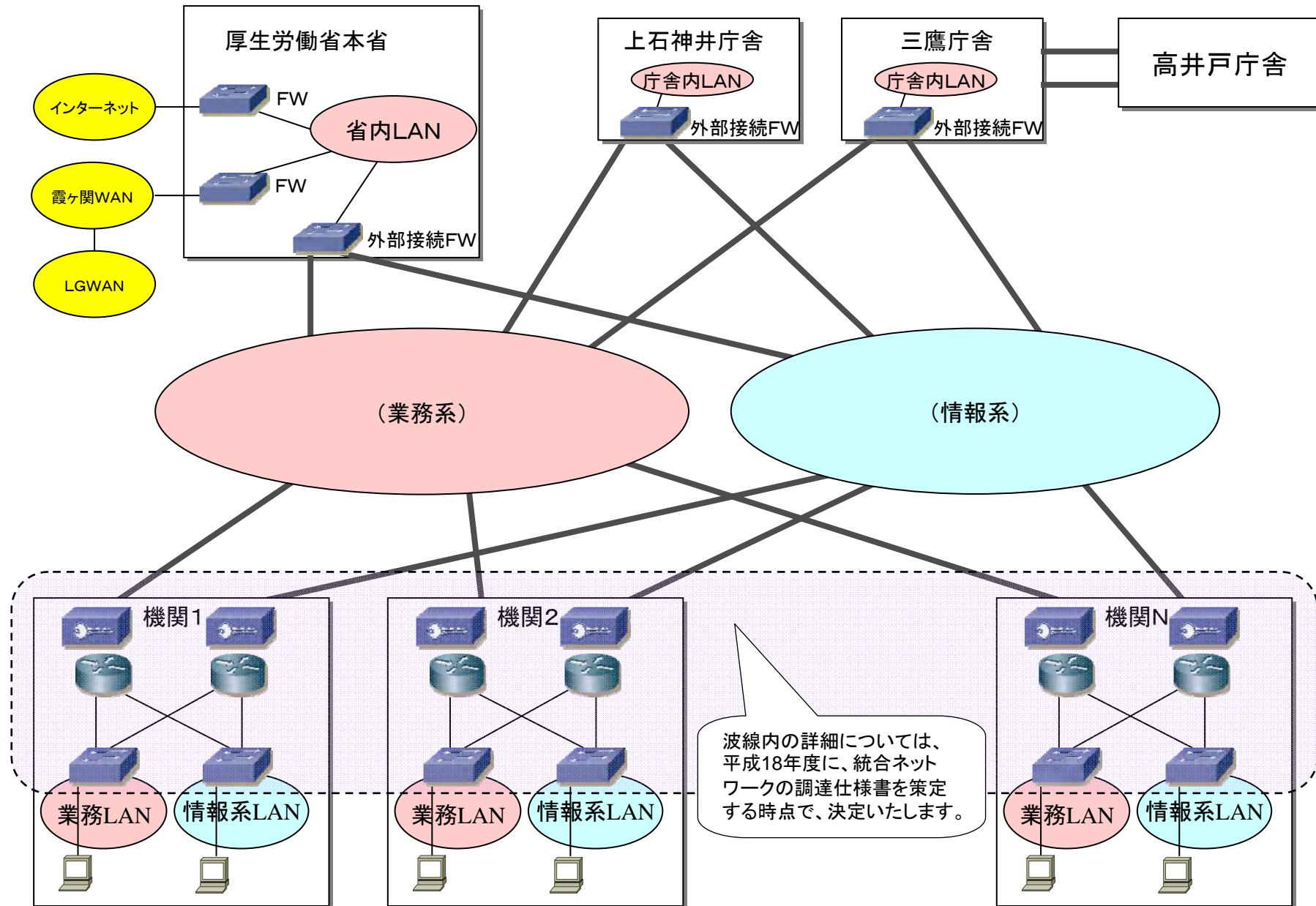
基準の見直し

各基準は、各基準そのものが、柔軟なシステムやLANの構築の妨げとならないよう、適用範囲への影響等を見極めつつ、必要に応じ随時改正することとする。

○ 用語解説集

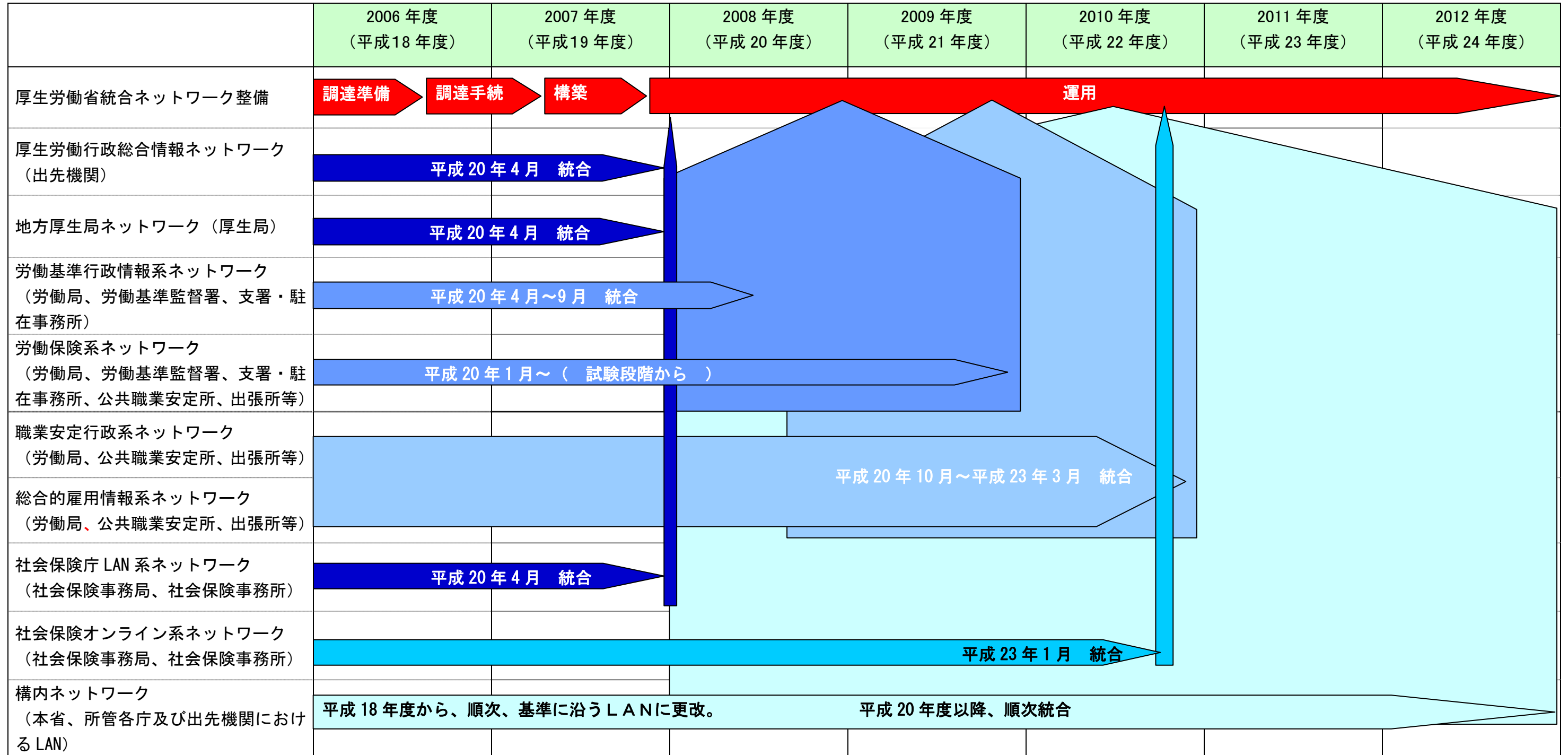
用語	意義
LAN	構造物等を中心に構成されるネットワーク(同一建物内の回線)
WAN	LANを幅広く接続・連携させる広域ネットワーク
インターネット	個々のコンピュータ通信ネットワークを相互に結んで、世界的規模で電子メールやデータベースなどのサービスを行えるようにした、ネットワークの集合体
モバイル	事務所や自宅以外の場所から、携帯型パソコンや携帯電話などを使い、ネットワークを通じて情報をやりとりすること
データセンター	インターネット等で、通信事業者などがユーザーのサーバなどの機器を預かり管理するサービス。
グループウェア	グループによる協調作業を支援するためのソフトウェアの総称(電子メール機能、電子掲示板機能、スケジュール機能、等)
電子メール	コンピュータネットワークを通じて文字メッセージを交換するシステム
電子掲示板	ネットワークに加入している人が自由に見たり記入したりできる、コンピュータシステム上の掲示板
アドレス帳	氏名、所属、電話番号、電子メールアドレス等を集中管理し、簡便な操作で検索が可能なシステム
QoS 読み方：キューオーエス フルスペル：Quality of Service	ネットワーク上で、ある特定の通信のための帯域を予約し、一定の通信速度を保証する技術。音声や動画のリアルタイム配信(ラジオ・テレビ型のサービス)やテレビ電話など、通信の遅延や停止が許されないサービスにとって重要な技術。

厚生労働省ネットワーク接続の標準モデル



厚生労働省ネットワーク 回線統合スケジュール(案)

平成 18 年 3 月



- ・ 個別ネットワークの横矢印は、矢印の間は個別ネットワークでも部分的に回線を維持する必要があることを示している。
- ・ 大規模な個別ネットワークでは、一時期に統合ができない場合があることから、縦矢印の幅が示す間に順次統合を図ることを示している。